

(別表1)

## 令和5年度えひめパラスポ記録会 競技・種目・障害区分表

## 1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 △男女混合・年齢区分なし ▲男女別・年齢区分なし

区分番号	障害区分	競走					跳躍			投てき							
		※1 50m	100m	200m	400m	800m	1500m	スラローム	4×100mリレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー	ビーントック	
1	上肢	1	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎		
		2	◎	◎				◎		▲	◎	◎					
		3	◎	◎						▲	◎	◎					
	下肢	4	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎		
		5	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎		
		6	◎	◎							◎		◎	◎	◎		
		7	◎								◎		◎	◎	◎		
		8												◎	◎	◎	
	体幹 ※2	9	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎		
2	脳原性麻痺以外で車いす常用、使用	10	◎	◎				◎								◎	
		11		◎	◎			◎	◎								◎
		12		◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎	
		13		◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎	
		14		◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎	
15		◎	◎			◎	◎					◎	◎	◎			
3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	16	◎					◎								◎	
		17	◎					◎								◎	
		18	◎					◎							◎	◎	
		19	◎	◎	◎		◎	◎					◎	◎	◎		
		20												◎	◎	◎	
		21	◎	◎	◎			◎			◎	◎	◎	◎	◎		
4		22	◎	◎	◎			◎		◎	◎	◎	◎	◎			
		23							◎							◎	
視覚障害 ※4		24	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎		
		25	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	26	◎	◎	◎		◎	◎		▲	◎	◎	◎	◎	◎			
知的障害	27	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	▲	◎	◎		◎	◎			
内部障害	28	◎					◎			◎	◎		◎	◎			

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※2 体幹とは頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。)ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない。

※3 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技を行い、順位を決定する。

※4 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※5 障害区分24は各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

2 アーチェリー

●男女別

	区分番号	障害区分	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	1	第8頸髄まで残存 ※	●	●	●	●
		その他の車いす	●	●		
	2	上肢障害	●	●		
		下肢障害 (いす・車いす使用を含む)	●	●		
		体幹	●	●	●	●
	3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	●	●		
7	聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	●	●			
8	内部障害	●	●			

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

3 卓球

◎男女別、年齢区分別 ●男女別

		区分番号	障害区分	卓球	STT
肢体不自由	1	1	片上肢障害	◎	
		2	両上肢障害	◎	
		3	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		6	体幹	◎	
	2	7	脳原性麻痺以外で車いす常用・使用	◎	
		8	座位バランスなし	◎	
		9	その他の車いす	◎	
	3	10	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	◎	
		11	車いす使用	◎	
		12	杖または、松葉杖使用	◎	
		13	上肢に不随意運動あり	◎	
		14	上肢に不随意運動なし	◎	
視覚障害 ※2		15	アイマスクまたは、アイシェードあり ※3		◎
		16	アイマスクまたは、アイシェードなし	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		17	聴覚障害	◎	
知的障害		18	知的障害	◎	
精神障害		19	精神障害	●	

※1 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」及び「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※2 視力・視野の程度に関わらず、アイマスク・アイシェードの有無で出場競技を分ける。

※3 障害区分15は各自で用意した光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

(注) 出場選手が少ない場合は、年齢区分を考慮しないことがある。

4 フライングディスク

◎区分なし ●男女別

	アキュラシー		ディスタンス	
	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
肢体不自由				
視覚障害				
聴覚障害	◎	◎	●	●
知的障害				
内部障害(ぼうこう又は直腸機能障害)				

5 ボウリング

知的障害者で男女別、年齢区分別に実施する。

6 水泳

◎男女別・年齢区分別 ○男女別・1部 ●男女別・2部 △男女混合・年齢区分なし

	区分番号	障害区分	自由形		背泳ぎ		平泳ぎ		バタフライ		フリースタイル 4×50m	メドレー 4×50m		
			25m	50m	25m	50m	25m	50m	25m	50m				
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			2	片前腕切断または、片上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			3	片上腕切断または、片上肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
			4	両前腕切断または、両上肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
		5	両上腕切断または、両上肢完全 片前腕および片上腕切断	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	下肢	6	片下腿切断または、片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		7	片大腿切断または、片下肢完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		8	両下腿切断または、両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
	上下肢	9	両大腿切断または、両下肢完全 片下腿および片大腿切断	◎	◎	●	○	●	○	◎				
		10	片上肢切断および片下肢切断 片上肢不完全および片下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎				
	2	脳原性麻痺以外で車いす常用	11	多肢切断または、片上肢完全および片下肢完全 両上肢不完全および両下肢不完全	◎	◎	●	○	●	○	◎			
			12	体幹	◎	◎	●	○	●	○	●	○		
13			第7頸髄まで残存	◎	◎	◎		◎						
14			第8頸髄まで残存	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
3	脳原性麻痺(脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	15	下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		16	下肢麻痺で座位バランスあり	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		17	四肢麻痺(車いす常用) または、 上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎		◎						
		18	両下肢麻痺 上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
4		19	片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	●	○	●	○	◎				
		20	その他の片側障害で走不能	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		21	その他走可能	◎	◎	◎		◎		◎				
		22	浮具使用	◎	◎	◎		◎						
視覚障害 ※1		23	視力0から0.01まで ※2	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
		24	その他の視覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害		25	聴覚障害	◎	◎	●	○	●	○	●	○			
知的障害		26	知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	△	

※1 視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。

※2 障害区分23は光を通さないゴーグルを装着する。

※ スタート方法については、選手が水中スタートまたは、飛び込みスタートを選択できるようにする。

(注) 飛び込みによるスタートは、プールの水深を確認し、注意してから、スタートする。

7 ボッチャ

◎男女混合・年齢区分なし

			区分 番号	障害区分・解説	競技スタイル	
					立位	座位
肢体 不 自 由	I	切断・ 機能障害	1	多肢切断・両下肢完全で立位・両上肢不完全および両下肢不完全	◎	
	II	脳原性麻 痺以外で 車いす常 用、使用	2	第6頸髄まで残存		◎
			3	第7頸髄まで残存		◎
			4	第8頸髄まで残存		◎
			5	多肢切断		◎
	III	脳原性麻 痺（脳性 麻痺、脳 血管疾 患、脳外 傷等）	6	四肢麻痺で車いす常用または、使用		◎
			7	けって移動		◎
			8	片上下肢で車いす常用または、使用		◎
			9	その他走不能	◎	
	IV		10	電動車いす常用		◎

※ 座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※ 座位で競技する選手(区分2～8および10)の選手で、移動したり、方向を変えたりすることが機能的に困難な者及びランプ使用者について、選手1名につき1名の競技アシスタントを認める。

※ 立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※「不完全」とは、上肢または下肢の3大関節(肩・肘・手関節または、股・膝・足関節)のうち、1または2関節に機能障害があるものをいう。

- (注) 1 身体障害の1部は39歳以下、2部は40歳以上(令和5年4月1日現在の年齢)であること。  
 2 知的障害の少年の部は19歳以下、青年の部は20歳以上35歳以下、壮年の部は36歳以上(令和5年4月1日現在の年齢)であること。  
 3 出場選手が少ない障害区分及び年齢区分では、別の障害区分及び年齢区分の選手と併せて競技を行うことがあるが、順位の決定、記録の認定及び表彰は、それぞれの障害区分及び年齢区分別に行う。  
 4 区分表に規定のない身体障害については、オープン競技とし、個別に出場の可否を決定する。